

個別改定項目について

I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進

I-4 業務の効率化に資するICTの利活用の推進 ..... 48

① 医療機関における業務の効率化・合理化 ..... 48

② 情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進 ..... 52

③ 外来栄養食事指導（情報通信機器の活用）の見直し ..... 55

5. 在宅療養指導料等について、医師が他の職種への指示内容を診療録に記載することを、算定に当たっての留意事項として求めないこととする。

現 行	改定案
<p>【在宅療養指導料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(4) 医師は、診療録に保健師、助産師又は看護師への指示事項を記載する。</p> <p>(5) 保健師、助産師又は看護師は、患者ごとに療養指導記録を作成し、当該療養指導記録に指導の要点、指導実施時間を明記する。</p>	<p>【在宅療養指導料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 保健師、助産師又は看護師は、患者ごとに療養指導記録を作成し、当該療養指導記録に指導の要点、指導実施時間を明記する。</p> <p>※ 糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料についても同様。</p>

「医師の指示」自体は必要ですが、その内容(指導内容の領域や具体的事項等)を、医師が診療録に記載しなくてよい、ということです。

(医師の負担軽減を趣旨とする背景から)

看護のアセスメント・判断の力と指導技術が一層重要になり、役割拡大につながります。